

Voters

特集

統一地方選挙を考える

- ▶ 人口減少時代の地域づくり
- ▶ 地域における医療・介護の将来像を決める統一地方選挙
- ▶ 子ども・子育て支援の課題とその取り組み
- ▶ 観光による地域づくり
- ▶ 災害に強い地域づくりのために

- 大杉 覚(首都大学東京) 6
- 三原 岳(ニッセイ基礎研究所) 8
- 柏女 霊峰(淑徳大学) 10
- 清水 慎一(元大正大学地域構想研究所) 12
- 松田 泰治(九州大学) 14

巻頭言 統一地方選挙で問われるもの
与良 正男(毎日新聞) 3

資料 統一地方選挙とは 5

レポート 粕江市総合的な主権者教育計画について
粕江市 16

報告 明るい選挙推進優良活動表彰 18

報告 明るい選挙推進特別賞 23

レポート 米中間選挙を振り返って
西山 誠慈(ウォール・ストリート・ジャーナル) 24



公益財団法人 明るい選挙推進協会

本誌は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



新生活はじまる 引越×住民票×選挙

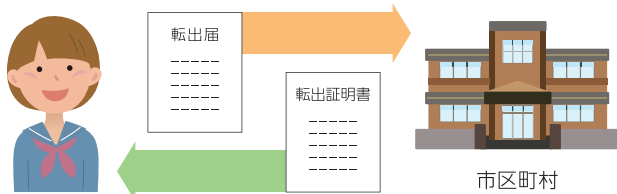


進学や就職などで引っ越しされた方は、
原則、**現在住んでいる寮・アパート等が住所地**になります。

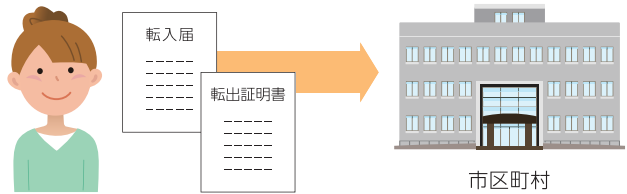
住所の異動がある方は、住民基本台帳法に基づき、転出・転入の手続きをする必要があります。上下水道やゴミ処理、道路・公園の整備などの役割は、住んでいる市区町村が担っています。住民票は、こうした行政サービスや**選挙人名簿**への**登録**などにつながる大切な情報ですので、忘れずに手続きをしましょう。

転出・転入の手続きは簡単です！

引っ越し前 転出届を提出し、**転出証明書**を受け取る



引っ越し後 転出証明書を添えて、**転入届**を提出する



※転入届は、転入した日から**14日以内**に提出して下さい。

※マイナンバーの「**通知カード**」や「**マイナンバーカード**」の記載事項の変更が必要ですので、これらのカードもお持ち下さい。

※「**マイナンバーカード**」を持っている方は、引っ越し前の市区町村に郵送で転出届を提出することで、引っ越し後の市区町村にのみ出向いて転入手続きが可能です。

※正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、**5万円以下の過料**に処されることがあります。

統一地方選挙で問われるもの

毎日新聞専門編集委員 与良 正男



早稲田大学マニフェスト研究所と毎日新聞社が共催する政策コンテスト「マニフェスト大賞」が始まったのは2006年だった。対象は自治体の首長と地方議会、そしてそれに関わるNPOなどの民間団体だ。

正直言うと、この企画がスタートする際、首長はともかく議会にどこまで政策立案能力があるだろうか、と私は心配したものだった。議会の動きがにぎやかになるのは、正副議長選出の時期だけだと言ってよかった時代。地方議会も「立法院」であり、独自に条例も発案して制定できる。そんな当たり前の話が議員自身に浸透しているとはいえない難かった頃だった。

だが年々、提案や取り組みの質は向上し、コンテストは首長のみならず地方議会の「やる気」に火を付ける一助となったと思っている。

▶市民とともに考える議会

例えば、13回目となった18年のグランプリに選ばれた愛知県犬山市議会は「市民とともに歩む」をモットーに、毎週水曜午後には議長室を市民に開放して「議会の市政相談」を開いている。抽選で選ばれた住民が議場で自由に発言できる「市民フリースピーチ」も導入し、その場で出た意見を議員間で討議して、行政側に提言する仕組みを設けた。市民の女性が1日議員となり、女性だけの「女性議会」もある。

主導してきた一人、米・ニューヨーク出身のビアンキ・アンソニー市会議長は「市民と議員はもっと気軽に意見を述べ合い、一緒になって市政について考える姿勢が大切だ」と話している。その姿勢に私も素直に共鳴する。

地方自治と言うと、とかく首長や議員の不祥事、不明朗な政務活動費の使い方やパワハラ、セクハラ発言ばかりが全国ニュースになりがちだが、犬山市だけでなく、こうした独自の取り組みが全国

で始まっている。それを私たちマスコミはもっと積極的に報道していかななくてはならないと、自戒を込めて思う。

▶影が薄くなった「地方創生」

2019年は4年に一度の統一地方選の年となる。都道府県と政令指定都市の首長、議員選挙の投票日は4月7日、政令市以外の市、特別区、町村の首長、議員選挙は4月21日となった。4月30日の天皇陛下退位や翌5月1日の新天皇即位に伴い、元号が改められることも考慮した日程である。

まず前回、4年前を振り返っておきたい。

「日本の地方自治体の約半数、896自治体が2040年までに消滅する可能性がある」——。元総務相、増田寛也氏を代表とする日本創成会議が、こんなショッキングなレポートを発表したのは、この前年の2014年である。

相乗りする形で安倍晋三首相は「地方創生」を看板の一つに掲げ、この年9月に発足した内閣改造で地方創生担当相のポストを新設し、党幹事長だった石破茂氏をあてた。

首相の最大ライバルの実力者を起用することで、地方創生に向けた本気度をアピールしたのは確かだ。中央府省が自治体に押しつけるのではなく、自治体からの自主的な提案を重んじた石破氏の手法は今も評価していると思う。

しかし、その後、東京の一極集中が是正されたか。日本全体の人口減少に歯止めがかかったか。答えはノーだ。結局、石破氏を起用した人事も含め、翌年の統一地方選対策に過ぎなかったと言わざるを得ないだろう。

実際には、「女性活躍」「1億総活躍」「働き方改革」……等々と毎年のように政権のキャッチフレーズが変わる中で、「地方創生」の影はまったく薄くなっている。先の改造内閣で地方創生担当となった片山さつき氏は初入閣で、国会では地方

政策どころか自身の「口きき疑惑」や政治資金問題の答弁に追われているのが、ある意味、象徴的ではなかろうか。

安倍首相と自民党が成立を急いだ外国人労働者の受け入れを拡大する入管法改正は、統一選対策でもあるのだろう。安倍政権は今後も統一選向けに政策を打ち出してくる可能性はある。しかし、地方政策に対する政権の優先順位が前回統一選当時と比べ極めて低くなっている事実は、ここで認識しておく必要がある。

だからこそ、地方はもっと声をあげた方がいいと思うのだ。政府が動かなければ自分たちが提案していく。むしろ「自立」のチャンスだと見るべきなのだ。「安倍一強」体制と言われる中、自民党内の議論が乏しくなっているだけでなく、全国知事会をはじめ地方からの発言も随分、おとなしくなっているように見える。

その意味でも私は今度の統一選は、改めて地方の独自性や自主性、つまり地方自治の原点を問いつつ選挙だと考えている。

▶「主権者教育」の仕切り直しを

今回は18歳選挙権が実現して初めての統一選でもある。

私は2012年1月、「主権者教育」という言葉を初めて公的な政策提言で用いた総務省の「常時啓発事業のあり方等研究会」のメンバーで、かねて18歳選挙権に合わせて「ナマの政治」を学校教育の現場で学ぶ必要性を新聞やテレビでも訴えてきた一人だ。

だからその後、それを学ぶための副教材が全国の高校生に配布され、曲がりなりにも主権者教育が始まっていることを喜ばしく思う。こうした取り組みが若者の投票率向上につながりつつあるのも間違いないだろう。

ただし現実には、熱心に主権者教育に取り組む学校・教師と、おざなりになっている学校・教師の「格差」は広がる一方のようだ。確かに憲法や安全保障といったテーマを授業で取り扱うことに慎重になる教師は多いだろう。政権が「道德教育」の方を重視している流れもある。しかし、これま

た統一選は、もう一段、状況を前に進める大きな契機となるのではないだろうか。

選挙に伴い、生徒に身近な地元の課題、あるいは選挙の争点を探って討論してみる。模擬投票のみならず、方法はさまざまある。それは犬山市議会議長が言うように「市民と議員がともに考える」政治につながっていくはずだ。

これも自戒を込めて言えば、私たちマスコミは「初めて」という言葉を好み、いったん始まってしまえば「もうニュースではない」とばかりに注目しなくなるのが常だ。今度の統一選を「仕切り直し」ととらえて、私自身、各地の取り組みをもう一度報じていきたいと思う。

▶参院選への影響は大きい

地方選はその地域の課題で争うのが基本だと私も思う。だが、地方選にはその時々为国政状況が反映し、地方選の結果がまた国政に影響をもたらすのも事実だ。今回は12年に一度、統一選と参院選が重なる年でもある。

ちなみに12年前は第一次安倍内閣の時で、激変とは言えなかったまでも、特に政令市議選で当時の民主党が躍進した点が注目を集めた。ご承知のように、この年夏の参院選では自民党が惨敗。その後の政権交代につながっていく。統一選はその出発点となったと言っている。

今回はどうだろう。統一選の結果次第では、安倍首相は参院選単独では不利だとみて衆院選との同日選に踏み切るかもしれない。衆院解散の大義名分として、秋に予定している消費税率引き上げをまたもや先送りするかもしれない。

決していいことだと私は思わないが、ぎりぎりまでこうした臆測が飛び交うことになるだろう。そんな選挙の年となる。

よら まさお 1957年生まれ。1981年毎日新聞社入社。政治部デスク等を経て現職。社説やコラムを担当。TBSなどの報道番組でコメンテーターを務める。早稲田大学大学院客員教授等を歴任。現在、(公財)明るい選挙推進協会評議員。

資料 統一地方選挙とは

Ⅱ 統一選の経緯

地方議会議員や知事・市区町村長を選ぶ選挙は、その団体が自主的に期日を定めて執行するのが原則ですが、特例を定める法律によって全国的に期日を統一して行うものを統一地方選挙といいます。有権者の選挙に対する意識・関心が高まり、また経費や選挙事務の負担を減らせるといったメリットがあります。

第2次世界大戦後、新しい地方自治制度が作られた1947年4月に、全地方公共団体に一斉に行われたのが第1回に当たり、以降も4年ごとに特例法を作り、行われています。しかし、市町村の合併、長の死亡や辞職、議会の解散などにより、統一選で行われる選挙の全地方選挙に占める割合は下がってきています。

Ⅲ 第19回統一選

今回の統一選については、2018年12月14日に「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」が公布、施行されました。この特例法では、2019年3月1日から5月31日までの間に任期満了が予定されている、地方公共団体の長と議会議員の任期満了選挙などの期日を統一しました。また、6月1日から10日までの間に任期が満了となる地方公共団体の長と議会議員の選挙の期日を、統一することができるとされました。

都道府県および指定都市の選挙は4月7日に、一般市区町村の選挙は4月21日に行われます。全国1,788の地方公共団体のうち、228団体(12.75%)で首長選が、745団体(41.67%)で議員選が実施される予定です。知事選は、北海道、神奈川県、福井県、三重県、奈良県、鳥取県、島根県、徳島県、福岡県、大分県の10道県で行われます。都道府県議会議員選挙は岩手県、宮城県、福島県、茨城県、東京都、沖縄県を除く41道府県で行われます(2018年12月1日現在)。

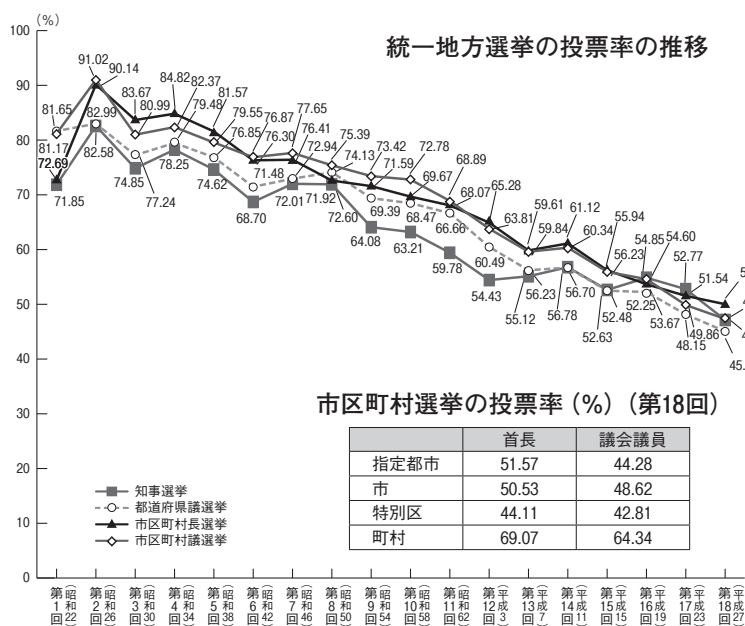
Ⅲ 選挙公営

お金のかからない選挙、候補者間の選挙運動

の機会均等を図る手段として採用されている制度に選挙公営があります。その中に候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度がありますが、都道府県または市区の議会の議員の選挙については、平成31年3月1日以降告示される選挙からビラの頒布ができることとなり、その作成が条例で公営にできることになります。

Ⅲ 政治分野における男女共同参画の推進

2018年5月23日に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されました。衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者数をできる限り均等にするよう、国・地方公共団体の責務や、政党等が目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどが定められています。



女性の当選人・候補者の数

		第14回	第15回	第16回	第17回	第18回
首長 (当選)	知事	0	1	1	1	1
	指定市長	0	0	0	0	0
	市長	2	3	2	3	4
	特別区長	0	0	0	0	0
	町村長	1	2	0	0	0
議員 (当選)	県議	136	164	190	180	207
	指定市議	117	134	169	152	178
	市議	1,084	1,233	1,116	1,040	1,103
	特別区議	177	185	215	220	227
	町村議	867	1,034	481	409	443
	議員当選人の合計	2,381	2,750	2,171	2,001	2,158
改選議席に占める割合		7.0%	8.6%	12.1%	12.8%	14.1%
議員選の候補者数		3,065	3,502	2,729	2,598	2,664

人口減少時代の地域づくり

首都大学東京法学部教授 大杉 寛



人口減少「問題」

日本社会が人口減少に向かうだろうことは、遡れば1989年の合計特殊出生率が丙午（ひのえうま）の1966年のそれを下回った、いわゆる「1.57ショック」でも意識されたが、人口減少を「問題」として正面から向き合うようになったのは比較的近年といってよい。

かつて人口減少といえば、農山村部でのことで、高度経済成長期以来、農山村部からの人口の流出と都市部への人口集中が「過疎と過密」問題と捉えられてきた。今世紀に入ると事態は深刻化し、若者が流出し住民の半数以上が高齢者となって、冠婚葬祭など基本的な地域の暮らしをコミュニティで支えきれなくなる、いわゆる「限界集落」が中山間地域を中心に広く出現し、集落消滅の危機が指摘されるまでになった。

ところが、2000年代後半になると、日本社会全体が人口減少期に突入し、中核的な地方都市でも人口減少に転ずるようになった。日本創成会議が「消滅可能性自治体」のリストを公表し、「地方消滅」を唱えたのはセンセーショナルであったかもしれないが、人口減少「問題」に真摯に向き合うべきだという認識を広め、定着させたのは確かだろう。

現段階では人口増加傾向にある東京圏をはじめとする大都市地域も高齢化は急ピッチで進んでおり、確実に近い将来人口減少期に移行することが予想される。単なる率だけでは語れない、未曾有といってよい高齢者層の出現がもたらす大都市部における医療・介護サービス需要などへの対応は、喫緊の課題である。人口減少「問題」はいまや「都市と地方」が共有すべき問題

なのである。

地方創生の始動

こうした問題状況を受け、政府は2014年に、まち・ひと・しごと創生法を制定し、2060年までを見通した長期ビジョンと2019年度までを計画期間とした総合戦略を策定し、地方創生を始動させた。地方創生では、まち・ひと・しごとの好循環を生み出すために若年層を意識した政策目標として、①若年雇用の創出などによる「地方における安定的な雇用を創出する」、②地方移住や企業の地方立地の促進による「地方への新しいひとの流れをつくる」、③「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」を掲げ、好循環を支える「まち」の活性化として、④地域特性に応じた地域づくりなどによる「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」方針が掲げられた。

自治体にも同様に将来人口推計を通じて地方人口ビジョンを打ち出し、それに基づく地方版総合戦略を策定することが求められた。策定の際には、地域の総意を挙げた態勢として、いわゆる“産官学金労言”（地元経済界、行政、教育・研究機関、金融機関、労働団体、マスコミ）のメンバーを加えた会議体で行われることとされたのである。

以上のような地方創生の取り組みは、国が地方創生を後押しするスキーム（枠組み）を提示する一方で、具体的なコンテンツ（取組み内容）は地域の総意に委ねられた点が特徴である。従来型の、全国一律、府省縦割りのバラバラの取り組みを、国の指示のままに自治体が行うタイプの地域づくりとは一線を画すことが意図

されたことは銘記されるべきだろう。まさに地域の自治力が問われたのである。

地域創生の取り組みと「田園回帰」

総合戦略の計画期間（平成31年度まで）が大詰めを迎えた現在、地方創生の成果が問われようとしている。自治体による総合戦略の重要業績評価指標KPIの達成状況が芳しくないとの指摘の一方で、空前の地域づくりブームが全国で繰り広げられてきたのも確かである。

もちろん、過去の経緯を無視し現実味が乏しい過大な将来人口を当初見積もったり、移住・定住策を人口減少対策の切り札であるかのように掲げて縮減する人口のパイの奪い合いを演じたりと、合理的とはいえない取り組みも少なくはない。しかし、着実に地域の総意に基づく提案を実行に移すことの大切さに気づいたところでは、適切な地域づくりを実現させている。

例えば、朝来市（兵庫県）では、「外向きの差別化」よりも「内向きの主体化」をめざして、むやみに自治体間の人口獲得競争に乗り出すのではなく、未来の地域を担う中高校生など若者世代をターゲットに、シビックプライド（まちへの愛着・誇り）を育むという意味でのシティ・プロモーションを展開したのは評価すべき好事例である。

また、国の地方創生がはじまる以前から独自の地域づくりを展開してきた神山町（徳島県）では、過疎という現実を受け入れ、海外アーティストの招聘（アーティスト・イン・レジデンス）や東京等の企業のサテライト・オフィスの誘致などを通じて、持続可能な地域づくりを「創造的過疎」と位置づけて展開してきた点で注目される。

全国を見渡すと、これまで埋もれていた地域の特産品を、商品の持つ地域に根ざしたストーリーを重視するなどPRを工夫して売り出して注目を集めたり、地域の在住者の間ではあまりに当たり前すぎて見向きもされなかった地域資源（自然・歴史・文化・芸術・伝統・産業など）に磨きをかけ、その魅力の再発見・創造を通じ

て人を呼び込んだりする試みが展開されてきた。

こうした新たな動きでは、国の地域おこし協力隊制度の利用を含め、都会から農山村部など“田舎”に移住した若者が主要な担い手となっていることが少なくない。「東京一極集中」現象は今なお勢いがとどまらないなかで、確実に若者の田舎暮らしを志向する「田園回帰」現象が定着してきたことも指摘されている。若者にとって、豊かな自然環境は子育ての絶好の場であり、人口減少の象徴である空き家や耕作放棄地は、都会では得られない起業のチャンスの場なのである。地域がこのことに気づき、多様な人々を受け入れ共生する場を創出できるかが地域創生の鍵といってよいだろう。

「都市と地方」問題と連携・交流の展開

「ふるさと納税」という寄附制度が地域に関心を向けるブームづくりに一役買ったのは間違いないが、返礼品競争が加熱し、都市部の財源が“流出”する点に疑問が呈されたこともあって、法的規制が加えられる方針が国から示された。「都市と地方」問題を再考する一つのきっかけと考えるべきだろう。

東日本大震災やその後の自然災害発災時でも地域間の相互支援が積極的に展開されてきたが、平時でも、地域づくりを主眼とした地域間連携・交流のあり方が問われる時代に入ったのではないかと。例えば、特別区長会が全国各地の自治体と連携・交流する全国連携推進プロジェクトを展開していることは注目される。「都市と地方」というと利害対立の面ばかりに目が向けられがちだが、双方の地域づくりに寄与するような、地域住民を含む多様な主体を包摂した相互関係づくりへと進化・深化することが強く期待される。

おおすぎ さとる 1964年生まれ。東京大学大学院より博士（学術）取得。成城大学法学部専任講師、東京都立大学法学部助教授などを経て2005年より現職。専門は行政学、地方自治論。著書に『人口減少時代の地域づくり読本』（共著、公職研、2015年）、『自治体組織と人事制度の改革』（編著、東京法令出版、2000年）など。

地域における医療・介護の将来像を決める統一地方選挙 地域の事情に応じた活発な議論を

ニッセイ基礎研究所准主任研究員 三原 岳



はじめに～統一地方選挙と医療・介護

人口減少や高齢化が進む中、2019年4月に実施される統一地方選挙では医療・介護行政の在り方が争点の一つになると思われる。特に近年、医療・介護行政に占める地方自治体の役割が拡大しており、地域の代表を選ぶ統一地方選挙は将来を占う試金石となる可能性がある。

本稿では医療・介護行政における自治体の役割を拡大する制度改革の動向を考察した上で、医療・介護行政の将来に向けた統一地方選挙における位置付けを指摘する。

医療・介護行政における自治体の役割拡大

少子高齢化が進む中、医療・介護費は増加し続けており、税金や保険料の負担も増大している。しかも借金でやりくりしている国・自治体の財政運営を考えると、制度の持続可能性が危ぶまれている。

さらに、団塊の世代が75歳以上になる2025年に向けて、その費用は増加することが予想されており、様々な制度改革が進んでいる。その中で、共通している傾向は自治体の役割拡大である。

まず、医療行政について見ると、①人口の変化を踏まえつつ、2025年に必要とされる病床数を予想するとともに、今後の提供体制構築を図る「地域医療構想」の策定と推進、②国民健康保険（国保）の制度改革、③医師確保に関する都道府県の役割拡大—など都道府県の役割を拡大する制度改革が相次いでおり、2017年6月に閣議決定された「骨太方針」では、医療・介護行政に関する「総合的なガバナンスの強化」を掲げていた。

その一例として、各都道府県が2017年3月までに策定した「地域医療構想」を見てみよう。

ここでは2025年時点の病床数を予想するとともに、各医療機関から報告させる現状と比べることで、将来のベッド数が余剰または不足するかどうか可視化した。その上で、地域別に示された病床のデータを基に、都道府県が医療機関関係者や介護事業所経営者、市町村、住民などと協議しつつ、▽過剰な急性期病床の削減、▽在宅医療の普及、▽医療・介護連携の推進—といった施策について、地域事情に応じた改革を進めることが想定されている。こうした政策を進めているのは、都道府県別で見た医療費と病床数の間で強い相関関係が見られるため、病床数を減らせば医療費を抑制できるという期待がある。

さらに、2018年度に実施された国保の制度改革も都道府県の役割を拡大させる目的がある。国保は退職後の高齢者や非正規雇用者が多く加入しており、不安定な財政運営を強いられている。そこで、財政運営の責任主体を市町村から都道府県に変えることで、財政の安定化を図るとともに、地域医療構想を含めた提供体制改革と両面について、都道府県が医療制度改革に関わることが期待されている。

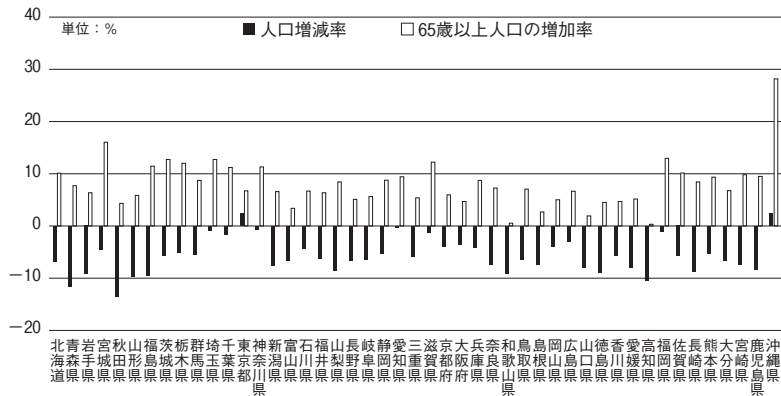
介護に関しても、▽ケアマネジャー（介護支援専門員）の事業所に関する指定権限を市町村に移譲、▽介護予防事業を再編した上で、地域の裁量で報酬などを決められる「介護予防・日常生活支援総合事業」の創設—といった制度改革を通じて、給付抑制に関する市町村の役割を強化しようとしている。

自治体の役割を拡大させている背景

こうした制度改革の背景としては、人口の増減率や高齢化のスピード、医療施設や介護施設の数が地域ごとに偏在していることがある。

例えば、図は2015年と2025年で比較した都道

図 2025年時点の都道府県別の人口と高齢化率の増減率*



府県別の人口変動である。黒が人口増減率、白が高齢化率の変化であり、都道府県別で差が大きいことは一目瞭然であろう。さらに、人口20～30万人単位の医療圏、市町村、市町村内の地区単位などで細かく見れば、その差はもっと大きくなる。

こうした中で、国が全国一律で報酬などを誘導するだけでは、地域の特性に応じた課題解決は難しくなるため、現場に近い自治体の役割や責任を拡大する制度改正が志向されている。

ガバナンスの強化に関する先進事例

では、こうした改革に対して自治体はどのように対応しているのだろうか。医療に関しては奈良県と佐賀県の事例を挙げることができる。

このうち、奈良県は県主導の改革を進めている。まず国保について、①「法定外繰入」と呼ばれる財源不足を解消、②国保の保険料を全県で統一—という改革に2024年度までに取り組むとしている。ここで言う「法定外繰入」とは住民から徴収する保険料に加えて、国から支給される税金などだけで対応できない財源不足額について、市町村が事後的に税金で補てんすることである。全国規模で見ると、恒常的な赤字で苦しむ国保では毎年3000～4000億円規模で法定外繰入が実施されており、自治体財政を悪化させるだけでなく、住民にとって負担と給付の関係が見えにくくなるデメリットが指摘されていた。

そこで奈良県は法定外繰入を6年で削減する方針を市町村と合意するとともに、県内保険料を統一することで、負担と給付の関係を明確にしようとしている。このほか、地域医療構想を通じて病床削減に努めるだけでなく、医療費に関する抑制的な目標を設定することで、医療費

の適正化も目指している。

一方、佐賀県は、医療機関や市町村の合意形成を図りつつ、将来的な人口動態に応じた医療提供体制への改革や国保の赤字処理、保険料の統一などを進めようとしている。

都道府県の消極姿勢

しかし、こうした事例は少数派である。筆者が自治体関係者から聞いている範囲では、病床削減を含む医療提供改革を進めようとする、地元医師会や医療機関関係者との摩擦を引き起こす可能性があるため、都道府県として消極的になっている面がある。

国保に関しても、法定外繰入を解消しようとすると、それだけ多くの保険料を住民に負担を求める結果になるため、都道府県としては及び腰になっている。

実際、各都道府県が制度改革に際して、2018年3月までに策定した国保の運営方針を見ると、「3年で解消」といった形で赤字削減に関する計画年次を定めたのは29道府県にとどまった。

おわりに～統一地方選に向けた期待

社会保障の議論で給付の充実は熱心に語られ、負担増は忌避される。しかし、その積み重ねが国・自治体の財政赤字を生み出していることを考えると、今後は痛みを伴う改革が避けて通れない。さらに、2025年に向けて医療・介護費は一層、増加することが見込まれており、その最前線に立つ都道府県や市町村は給付と負担のバランスを取りつつ、時には住民に耳の痛いことを言わなければならない場面まで想定される。

今後4年間の医療・介護のサービスをどうするのか、そして必要な財源をどう確保するのか。統一地方選挙は有権者が選択できる4年に一度の重要な機会であり、これらの点を有権者が考えられるような活発な論戦に期待したい。

みはら たかし 1973年生まれ。時事通信社記者などを経て2017年より現職。関心領域は医療・介護。論文に「日本の医療保険における保険料賦課の現状と課題」『社会政策』通巻27号（2017年11月）など。

*出典：国立社会保障・人口問題研究所資料を基に作成。
注：2015年を基準とした増減率。

子ども・子育て支援の課題とその取り組み

淑徳大学総合福祉学部・大学院教授 柏女 霊峰



マニフェストとしての子ども・子育て問題

統一地方選挙で、子ども・子育て問題が主要な争点になりつつある。筆者も、これまで地方議員のマニフェストづくりをお手伝いした経験がある。社会保障問題はこれまでも大きな政治的関心の一つであったが、子ども・子育て問題は長らく「少子化対策」として取り上げられ、身近な政策としてはあまり取り上げられてこなかった。つまり、「持続可能な社会保障のため」「人口減少社会を食い止めるため」といった社会問題、地域問題として取り上げられるため、子育て世代が自分たちの問題として実感できてこなかった経緯がある。

これに火をつけたのが、「保育園落ちた日本死ね!!!」というツイッターである。突き詰めれば、「(子ども・子育て支援制度の創設によって)保育サービスを利用できる認定証を与えておきながら、利用させないというのはおかしい」という怒りの声である。

子ども・子育て支援制度の創設によって、子育て問題は介護問題と同質のものとなった。つまり、「年金・医療・介護」を支える「橋桁」を維持するための「少子化対策(増子化対策)」から脱却したのである。育児が社会保障に組み込まれ、「年金・医療・育児・介護」という四つ葉のクローバーの社会保障政策こそが、人の一生を包括的に支える仕組みの創造につながるということが認識されてきたのである。このことの意義は大きいと言わなければならない。

子ども家庭福祉の分野別課題と取り組み手法の課題

では、子ども・子育て支援政策が対応すべき子ども・子育て問題には、どのようなものがある

るのであろうか。ここでは、市町村政策を中心に整理してみたい。

まず、子ども虐待防止・社会的養護政策では、早期発見・早期通告の体制づくり、近隣で声を掛け合える関係づくり、包括的支援のための支援拠点づくり、妊娠期からの切れ目のない支援(不妊や望まない妊娠対策)、家庭(的)養護(里親等)の振興などが挙げられる。

続いて地域子ども・子育て支援政策では、利用者支援事業、子育て世代包括支援センターなどのワンストップ支援のあり方、育児の孤立化や負担などに対応する子育て支援拠点・一時保育・ファミリーサポートセンター等のサービスそのものの拡充、有害環境、遊び場不足などの地域環境上の問題、子育てに対する経済的支援や子どもの貧困対策などが挙げられる。

保育サービスでは、子ども・子育て支援制度によって顕在化した保育、放課後児童クラブの待機児童問題の解決とそのための保育施設、保育士等の確保、幼保一体化の促進などが挙げられる。子どもたちの放課後生活が学校内に限定されつつあり、地域のなかで育つことができにくくなっていることも大きな課題である。

障害児支援については、第1期障害児福祉計画に基づく障害児支援施策の充実は無論のこと、子ども・子育て支援施策における障害児支援の充実、合理的配慮が求められることとなる。さらに、新しい課題への対応として、医療的ケア児や難病児対策、発達障害児童への支援も必要とされる。

ひとり親家庭福祉対策としては、子どもの貧困問題に対する学習支援、子ども食堂、高等教育進学支援などの支援、ひとり親の就労支援、経済的支援の充実、養育費の確保支援策の充実が必要とされる。その他、長期化するひきこもりや、

発生率が統計史上最高となった不登校問題への対応も重要である。いじめ問題による自死など、子どもの生活環境上の課題も無視できない。

こうした課題解決に向けてのキーワードは、「親と子のウエルビーイング」（保育・子育て支援）、「子どもにあたりまえの生活を保障する家庭養護と地域化の進展」（社会的養護）、「地域生活支援」（障害児童福祉）、「豊かな放課後生活の保障と生きる力の育成」（子ども育成）である。

そして、こうした課題に取り組む手法としては、ワンストップとしての相談支援、地域包括的な支援、切れ目のない継続的な支援、公民協働の活性化などが挙げられ、結果として地域共生社会の実現が大きなテーマになるといえるだろう。公民の協働により、分野ごとの分断を解消し、包括的でインクルーシブな基礎構造を創り上げることが課題となる。

視野に入れるべき政府の取り組み

こうした課題に対する政府の取り組みを簡潔に整理しておきたい。まず、子ども虐待防止、地域子育て支援関係では、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が、平成30(2018)年7月に決定されている。このなかでは、新たに市町村の体制強化を盛り込んだ平成31(2019)年度から2022年度までを期間とする「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）も策定されることとなった。社会的養護関係では、平成29（2017）年の検討会報告書「新しい社会的養育ビジョン」をもとに、平成30年7月に厚生労働省から「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」が発出されている。施設養護から家庭養護への転換とそのための民間里親支援機関の充実、児童福祉施設の里親支援、里親を包むチーム養育のあり方の検討など、社会的養護全体のシステム改革が目指されている。

保育関係では、平成29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において「子育て安心プラン」の2年前倒しと更なる充実、幼児教育・保育の無償化（3－5歳は無償化、0－2歳は低所得者のみ無償化。一定の場合に

は、認可外保育施設も対象）などが進められていく。平成30年9月には、平成31年度から5年間の計画である新・放課後子ども総合プランも策定されている。

障害児支援については、平成30年度から3年を1期とする第1期障害児福祉計画がすべての自治体で策定されている。いわゆる障害者差別解消法への対応も大きなテーマである。

ひとり親家庭対策としては、「子どもの貧困対策に関する大綱」の着実な進展が必要とされる。貧困下の子ども、社会的養護下の子どもに対する教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援の充実が目指されている。

最後に、人口減少社会における子ども・子育て支援のあり方や地域共生社会の実現に向けた提案であるいわゆる「新福祉ビジョン」にも注目が必要である。これは、人口減少社会を視野に新しい地域包括支援体制の確立を目指す提言である。具体的には、地域において高齢、障害、子ども等分野横断的な総合的な支援を提供することとし、そのための共生型サービスの創設や総合的な人材の育成・確保を目指すビジョンである。

第2期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて

平成31年度は、すべての都道府県、市町村で第2期子ども・子育て支援事業計画の策定が行われる年である。市民や事業者の意見を聞く子ども・子育て会議も、頻繁に開催されるであろう。自治体の子ども・子育て支援の進路を間違えないよう、生活に密着した地道な政策が幅広く論議されることを願っている。

かしわめ れいほう 1952年生まれ。東京大学教育学部卒業後、千葉県児童相談所、厚生省児童福祉専門官などを経て、1997年から現職。石川県少子化対策担当顧問、浦安市子育て支援担当専門委員。内閣府子ども・子育て会議委員、厚生労働省放課後児童対策に関する専門委員会委員長、東京都児童福祉審議会副会長、同子供・子育て会議会長、流山市子ども・子育て会議会長。近著に『これからの子ども・子育て支援を考える』（ミネルヴァ書房、2017年）など。

観光による地域づくり

元大正大学地域構想研究所 清水 慎一



インバウンド(訪日外国人)旅行者が急増！

JNTO(日本政府観光局)によれば、2017年(平成29年)のインバウンド(訪日外国人)旅行者数は2869万人で、前年を2割近く上回った。2018年に入ってから、台風21号による関西空港の閉鎖など災害の影響で9月が5年8カ月振りに前年を下回ったものの、全体としては順調で12月には3千万人を上回った。

インバウンド旅行者の波は、地方奥深くにも押し寄せている。熊野古道などの世界遺産のみならず、鄙びた田舎にまで、大きなトランクが溢れている。もともとそんな想定をしていない住民もびっくりするほどだが、人口減少と高齢化で衰退を余儀なくされている地方にとっては、総じてうれしい悲鳴というところだ。

政府は、「明日の日本を支える観光ビジョン」において、2020年のインバウンド旅行者数の目標を4千万人、2030年の目標を6千万人と定めている。じゃらんリサーチセンターの「2030年観光の未来需要予測」によれば、2022年にはインバウンド観光宿泊客のシェアは5割¹⁾に達するという。

インバウンド観光を元気な地域づくりにつなげているか？

インバウンド観光客の滞在中の行動を見ると、日本食、自然景勝地、ショッピング、繁華街のまち歩きなどで、日本人観光客とほとんど変わらなくなった。前述のじゃらんリサーチセンターは、「田舎の暮らし体験や現地の人とのふれあいなど、地域における特別な体験を求めるニーズは今後一層強くなる」と予測している。

このように、今後インバウンド観光の波は都市や観光地にとどまらずに、豊かな自然や伝統文化に育まれた暮らしが残る田舎にまで更に一

層押し寄せるのは、確実だ。その際留意すべきは、その効果や課題を地域全体でよく見極めて、入込客数に一喜一憂せず住民の持続可能な暮らしの維持や質の向上など元気な地域づくりにつなげる工夫だ。

【徳島県三好市祖谷溪の事例】インバウンド観光客を元気な地域づくりにつなげる取り組みのモデルは、平家の落人の里として名高い徳島県三好市祖谷溪だ。剣山、吉野川に囲まれた、交通不便な山あいには展開する高地集落がほとんどで、人口減少が続く典型的な中山間地域だったが、今や集落は観光により再生し、地方創生のモデルと称賛されている。

約10年前、このままでは廃村になるという危機感を持った住民や行政は業種や地域、官民を超えて結集した。彼らは、「千年のかくれんぼ」というブランドコンセプトで高地集落の暮らしを誇りある地域資源として認識し、空き家だった古民家を宿泊施設に変えるなど来訪者とともに楽しむ観光資源として提供した。

それが、「日本らしさ」を求めるインバウンド観光客のニーズに合致した。昨年は2万泊近くの外国人宿泊客を獲得するとともに日本人宿泊客も増やし、見事に地域を元気にした。住民は、その取り組みを「感動共感体験、コミュニケーションツーリズム」と、誇らしげに語りながら観光を楽しんでいる。

【観光公害】しかし、なかには地域の思惑以上に観光客が異常に集中し、観光客の不満どころか住民の暮らしをも脅かしかねない事態にまで立ち至っているところがある。例えば、京都などではインバウンド観光客が殺到して、路線バスに住民が乗れない事態になっている。こういう状況を指して、メディアでは観光公害という言葉が目につくようになった。

徳島県三好市祖谷溪
こんな山奥の集落にも外国人宿泊客



出典：「一般社団法人そらの郷」の資料による。

長野県軽井沢町は、観光保養リゾート地としてGWや夏場のトップシーズンにおける混雑は尋常ではなかったが、大きなトランクを引きずったインバウンド観光客の増大により混雑は拍車がかかっている。その結果、町内の道路や旧軽井沢周辺は全く身動きできないほどだ。このために、観光客のみならず別荘滞在客や住民からの苦情が絶えない。

このような人や車の異常な混雑がもたらす観光の弊害を解決するには、多様な観光資源の掘り起しにより時期や場所の分散化を図るとともに、公共交通機関などのインフラ整備を進めていくことも大事だ。そのためには、祖谷溪のように行政だけではなく住民や様々な関係者が一堂に会して、地域課題を議論し、解決策を探る合意形成に取り組むべきだ。

観光の意義は「住んでよし、訪れてよし」の観光地域づくり！

このように、地域にとって観光にはメリットもあるし、デメリットもある。ポイントは、宿泊・飲食などの事業者に対する経済効果だけではなく、ガイドなどを担うお年寄りの生きがいづくり、異文化の観光客などと触れ合うことによる伝統文化の再認識、子供たちの誇りの醸成など多岐にわたる観光の効果を、暮らしの質の向上につなげていく工夫だ。

祖谷溪の事例のように、地域の暮らしそのものを活かした観光にうまく取り組めば観光産業だけではなく農林漁業など生業そのものを下支えし、発展させる可能性が高い。このような地域固有の風物や暮らしを住民が来訪者とともに

楽しむ観光交流の新たなスタイルを、マスツーリズム時代の「観光施設周遊型」と比して「滞在交流型」という。

滞在交流型観光の実現により地域外の人々との観光交流から生じる様々な効果を、地域の「あるべき姿」の実現に向けた取り組みに活かす主体的な活動を「観光地域づくり」という。「観光地域づくり」の理念は「住んでよし訪れてよし！」という言葉に、端的に表現される。

「住んでよし、訪れてよし」の観光地域づくりを推進する司令塔が日本版DMO

「観光地域づくり」の具体化のためには、住民の誇りである地域資源を住民自らが来訪者と一緒に楽しむ仕掛けとしての滞在プログラムなど観光資源に変えていく取り組みが大事だ。このような取り組みを進めていくには、地域の「あるべき姿」を実現したいという関係者の高い志とその手段として観光を活用するという周到な戦略が不可欠だ。

そのような戦略を地域全体が共有し、着実に実現するためには、行政はもちろん地域内の多様な団体が利害を超えて結集し、お互いに議論を戦わせ、知恵を出し合う場が必要だ。このように「観光地域づくり」を展開するために地域全体をまとめ、かじ取りする機能を持つ場が「観光地域づくりプラットフォーム」であり、「日本版DMO²⁾」である。

DMOを通して、顧客満足と住民満足を最大にし、両立させる調整が行われる。地方の奥深くまで押し寄せるインバウンド観光の波を着実に地域創生につなげるには、多様な住民や団体がDMOに結集し、主体的な「観光地域づくり」に取り組み、合意形成を積み重ねることが大事だ。受け身のまま量的な拡大や投資に一喜一憂してはいけない。

しみず しんいち 1948年生まれ。1972年日本国有鉄道入社、1987年JR東日本に移行し、2000年同取締役営業部長。2004年（株）ジェイティービー常務取締役。2008年から2018年まで立教大学観光学部、大正大学地域構想研究所勤務。

2) DMOは、Destination Management Organization の略で、観光による豊かな地域づくりを主導する官民連携組織である。

災害に強い地域づくりのために 平成28年熊本地震の被災経験を踏まえて

九州大学工学研究院社会基盤部門教授 松田 泰治



はじめに

皆さんご存知のように、日本は世界有数の地震国である。その理由は、日本列島が4枚のプレートの境界にそれらを跨ぐように乗っているためである。海側のプレートは陸側のプレートを押しながらその下に潜り込んでおり、日本列島には常に大きな力が加わっている。その力が解放されたときに、プレート境界で起きる巨大地震や活断層に起因する内陸直下型の地震が発生する。日本国内では、確認されているだけで2,000以上の活断層が存在する。

平成28年に発生した熊本地震では、確認されていた活断層が動いて地震が発生した。熊本地震は直近で発生した震度7を記録した大きな地震であり、それまでの被災経験に基づき様々な対策を事前に講じてきたはずの都市や住民が経験した地震被害である。当然、我々はこの被災経験から多くのことを学び取る必要がある。私は地震発生当時に熊本在住であったため、熊本市内で二度の大きな揺れを体験し、当時住んでいた住宅は被災のため転居を余儀なくされた。特に本震の揺れは凄まじいもので、住宅倒壊の恐怖を感じたことを今でも忘れはしない。

以下では、これからもわが国で起こる地震に対してどのように備え、被害を少しでも軽減するにはどうすべきかを考えていきたい。

震度7の揺れとは

気象庁が発表する各地の震度とは、その地点での地震動による揺れの強さを表している。熊本地震の際に益城町で観測された記録を基にその強さを考えてみよう。益城町では本震の際に重力加速度を上回るような水平方向の加速度を記録した。余震の時ですら重力加速度に近い記

録が得られた。これがどのようなことを意味しているのか。通常、我々は地球上で重力加速度を鉛直下向きに受けているため、立っている時に自分自身の足の裏で自分自身の体重に相当する力（または圧力）を感じることができる。もしも自分が立っている地表面で水平方向に重力加速度に相当する加速度が発生すれば、皆さんは自分自身の体重に相当する力を横方向に受けることになる。皆さんの両足を垂直な壁に固定して直立不動の姿勢を取ってもらえば、その時に感じる力が重力加速度相当の加速度が生じたときの横方向に作用する力である。

このような大きな力が住宅に作用した結果、益城町ではどのような被害が起きたのか。建築学会では、益城町の住宅被害の状況を全数調査してまとめている。調査結果によれば、1981年以前の設計基準に基づき建設された、いわゆる旧耐震設計の住宅の約半数近くで大破もしくは倒壊・崩壊という甚大な被害が起きている。

このような被害が人命に大きく係わることは言うまでもない。たとえば、一般財団法人日本建築防災協会では、一般の住宅の所有者、居住者が簡単に扱える診断法「誰でもできるわが家の耐震診断」を提供している。まずは自分自身が住んでいる住宅が旧耐震設計か否かを確認し、手始めにまず自分で診断を行い、不安な点が確認されれば専門家の判断を求める必要がある。耐震改修の必要性が指摘された場合には、自治体が補助制度を設けている場合があるので、確認することが肝要である。まずは自分自身で自分の身を守る自助を実践することが重要である。

熊本地震で起きたこと

熊本地震の本震後には津波注意報が発令され

た。有明海沿岸部の自治体では避難指示も発令されている。地震発生が深夜であったこともあり、多くの住民が自家用車による避難を行った。そのため高台の避難所へ通じる道路が大渋滞となった。このような事態は再び起こり得るので、自治体ではこのような事態を予め想定した避難計画を検討しておく必要がある。

東日本大震災以降、津波に対する危機意識は全国的に高まったと考えられる。熊本では有明海沿岸部の小中学校の避難訓練において、地震発生による屋外避難と津波注意報に基づく高台避難を連続で行っていた。熊本地震の本震が深夜であったにもかかわらず、多くの住民が高台避難を実践したことは、このような防災教育を地道に継続してきた一つの成果と考えられる。今回、高台避難を経験した子供たちは、再度同じような事態に遭遇した際に速やかに正しい避難行動が自然に実践できる。まさに発災時の避難行動が生活の一部となった瞬間ではないだろうか。

熊本地震では、多くの人々がプライバシーの問題等で避難所を利用せず車中泊などを行った。その結果、車中に避難する人の把握が遅れ、支援物資が届かないなどの問題が発生した。このような教訓を踏まえ福岡市では、大規模災害時に車中泊などの指定避難所以外の避難者の情報まで把握できる無料アプリの配信を始めている。住民は利用登録することで災害時に付近の避難所一覧や避難所までの経路を確認でき、自治体側が提供する生活情報を知ることができる。また、指定避難所以外に避難した人も、衛星利用測位システム（GPS）を活用することで現在地や被災状況、必要な支援物資量などの双方向の発信が可能で、これらを有効活用することで自治体による避難状況の全容把握を迅速に行うことができる。

熊本地震の本震では、布田川断層を震源とするマグニチュード7.3の地震が発生し、益城町と西原村で再び震度7を記録した。断層のタイプは右横ずれ断層で震源の深さは12kmである。国土地理院では地震発生前後の測量の基準点と

なる三角点の移動量を公表している。これを見ると、存在が確認されていた布田川断層を境界に右横ずれの断層変位が確認できる。断層近傍に立っていた構造物は地震動による力に加え、この断層変位による影響も受けたため被害が拡大した例も見受けられた。このような被災経験を謙虚に受け止め今後の耐震設計に活かすことが重要である。また、自分自身が住んでいる地域にはどのような活断層が存在しどの程度危険であるかを、自分自身で確認することが重要である。

おわりに

一般的には、一生のうちに大きな地震に遭遇する確率は低いと考えられている。しかし、プレートの境界に位置し2,000を超える活断層と共存しているのが我々の現実である。一人ひとりが実生活の中で、今この瞬間に大きな地震が発生した場合、どのような行動をとるべきかを一度真剣に考えてみるのが重要である。

人はあらかじめ想定した事態に対して準備した行動は速やかに実践することが可能である。逆に何も準備をしていない人は発災後から次の行動を考え始めるため、判断を誤ったり遅れたりする。また、現実には想定通りの事態は生じないことの方が多いが、あらかじめ様々な対応を準備している人は想定外の事態に対しても、自分の持っている引き出しの中から答えを導き、少し改良して対応することができる。

したがって、自らの問題として発災時の取るべき行動を考えておくことは、自らの被害を軽減する上で非常に重要な行為である。常日頃から個人のリスクマネジメントを意識して行動することを習慣にすることが将来の被害の軽減につながるものと信じている。

まつだ たいじ 1958年生まれ。熊本大学教授などを経て、2017年から現職。専門は地震工学、都市防災など。博士（工学）。著書に、『これからの防災を学ぶ人のための地域防災学入門』（共著、成文堂、2010年）、『交通ネットワークを支える免震と制震の技術』（共著、丸善、2012年）など。

狛江市総合的な主権者教育計画について

狛江市

◆ はじめに

狛江市においては、平成25年の公職選挙法の改正による成年被後見人の選挙権回復を受けて、実態として投票への道を閉ざしていた知的障がい者等への投票支援にいち早く着手し、障がいがあってもなくても「当たり前」の権利として社会に参画できる選挙権の重要性について、その啓発に取り組んできた。その延長線上として、行政内部の連携だけではなく、学校や支援団体等の各機関が連携を図り、これまでに以上に効果的な主権者教育を行うために、平成30年3月に「狛江市総合的な主権者教育計画」を策定した。

主権者教育というと、選挙権年齢の引下げ等を契機として論じられるのが一般的である。

狛江市では、平成15年に、「狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例」が制定され、その中で「青少年及び子どもについても、年齢にふさわしい市民参加の権利を有するとともに、市はその権利を保障する」とうたわれている。さらに前述の障がい者の投票支援を進める中で、「わかりやすいということは誰にもわかりやすい」「やさしいということは誰にもやさしい」という教訓を得た。その教訓を活かして主権者教育の推進を図っている。これが狛江市の主権者教育計画の2つのバックボーンとなっている。

計画の策定経過としては、前例のない、全くの白紙からの計画作りであったことから、目標

と現状を比較してそのギャップを導き出すことで、現在抱えている問題点や課題を抽出するという方法を用いた。具体的には、既に実施している事業の課題抽出、改善方策について議論することにより、目標をより磨き上げるとともに、その中で目標へのアプローチを体系化したものである。この手法により、事業の「意義」を常に認識する、という強い意識が生まれたものと感じている。

◆ 本計画の特色

本計画のねらいとしては、「主権者教育について、単に選挙や政治について学ぶといった考えではなく、『社会的意思決定を学ぶこと』と幅広く捉え、考える力や判断する力を醸成することにつなげる。」としている。「社会的意思決定を学ぶこと」とは、子どもたちが話し合いや討論、ディベートを通じて、社会の中には時には自分の意見と対立するような様々な意見があることを認識する中で、多数決による合意形成を図るという社会における民主主義のプロセスを学ぶことを意図している。すなわち、社会の出来事を自ら考え、判断し、主体的に行動するとともに、異なる意見に耳を貸す姿勢を探究するものである。

次期学習指導要領で位置付けられた主権者教育だが、何を教えればいいのか、また「政治的中立性」の確保の圧力で、現場の学校からは「政治教育は怖い」という本音も聞く。

そうした不安や懸念等を払拭、排除する意味において、本計画においては「社会的意思決定」と「投票行動」の一連の流れを分離して考え、前者に焦点をあてて本計画の守備範囲として整理を図ったところである。そういう意味でも、話し合いや合意形成を重視した計画となっている。

一方、本計画事業としても位置付けている小学校でも行っている給食選挙や中学校の生徒会選挙から、現実の国会議員を選出する国政選挙に至るまで、候補者の中から一人1票の原則で

取組みの効果



投票し、得票数が最も多かった候補者が選ばれるという面では、現状の公職選挙法に準拠したスキームである。投票行動についてはこれらの体験により習得すべき知識であり、特別なものではないと再認識することが肝要である。

また、「総合的」と名付けた意味としては、知的、発達障がい者の政治参加については、行政、教育、家庭のどの分野においても、これまであまり考えられてこなかった背景が大きな障壁となっている。今後の主権者教育の効果的な推進に向けて、行政内部の連携だけではなく、学校や支援団体等の各機関が連携を図る必要があると考えたことから、「狛江市総合的な主権者教育計画」としたところである。

◆ 取組みの現状

主だった取組みとしては、昨年11月に開催された市民まつりに併せて、「親子で投票！コマレンジャー人気投票」を実施。地元戦隊の誰(色)が好きかを選ぶ人気投票を親子向けに行うことにより、家庭で選挙について会話をしてもらえる機会の創出を狙ったところである。

また、平成31年4月に新設する児童館について、地域の方々が愛着をもって利用できる施設にするために、学区中学校の生徒会による愛称の選定を行った。全生徒から案の募集、生徒会で整理した上で、さらに全校生徒による投票により決定するというスキームである。ちなみに、当該児童館の設計段階では、「青少年会議」事業を活用して、楽器の演奏を可能とする防音室、中学生や高校生のための中高生室、ボルダリング用ウォールなど、利用者の中心となる子どもの意見を反映させたものとなっている。

「青少年会議」については、中学生を対象に、青少年自身の意志や意欲を尊重した自主的・主体的な活動を促進し、狛江市のまちづくりへの関心を高めることで、次世代の市の担い手を育成することを目的に隔年で開催している事業である。今年度は「中学生にとって生活しやすい狛江市とは」をテーマに、来月の発表に向けて鋭意、取り組んでいるところである。

こうした事業は、地域課題の解決をテーマと



して取り扱うことで、行政への関心を高めるとともに、社会の一員としての自覚を培うことを狙ったものである。

さらには、「障がいのある児童生徒への主権者教育」として、先駆的に取り組んでいる養護学校の教員を招いて、市内施設通所者を生徒に見立てて、模擬授業と模擬投票の実践を行った。模擬授業においては、投票行動の意思決定要素を、人柄(容姿)、政策、集団(仲間)に因数分解して、消費税のあり方を教材として、「政策」を判断する力を養う授業を行ったものである。

そのほか、市議会議場を用いた学校校内委員会等の活動発表や、小学校高学年では「地域の公園を作ろう」という社会参加型の授業の実践など、既存の事業においても「主権者教育」を念頭においた展開に努めている。

◆ まとめ

本計画の策定当初は、「主権者教育」という新しい教育をこれから行わなくてはならず、学校側の負担も増加するのではないかと考えていた。しかし、議論を積み重ねていくうちに、実は従来から行っている話合い活動や選挙に関連する取組みにプラスアルファすることや体系付けて整理することが「主権者教育」につながることを認識するに至った。そうした意味においても、狛江市の本計画は特別なものではない。

今後は、計画に基づき、「主権者教育」というキーワードをより一層意識し、計画的な既存事業の実施や新規事業に取り組み、行政だけではなく、学校・家庭・地域が相互に連携協力する中で、これまで以上に充実した取組みを行っていききたい。また、今後も様々な取組みを積み重ねる中で、その進捗状況や課題等を適切に評価・検証し、その結果をこれからの取組みに活かすことで、より一層主権者教育を推進していきたい。

本計画の策定が、「主権者教育」の普及実践に向けた全国的な広がりの一助となることを期待している。

明るい選挙推進協会では、毎年、投票参加ときれいな選挙の推進並びに政治意識の向上に取り組む活動を表彰しています。活動の独創性や先進性、持続性、拡がり、「常時啓発事業のあり方等研究会」の最終報告書（平成23年12月）を踏まえた活動であるかなどを観点に選考しています。対象を明るい選挙推進協議会のほか、自治会、婦人会、

NPO団体などとし、各団体からの応募方式を採っています。30年度は、7団体（明推協2、若者団体5）を優良活動賞とし、2月27日に開催した当協会の代表者会議において表彰しました。この事業は、一般財団法人櫻田會の支援をいただき実施しています。各団体の特徴的な活動を紹介します。

文京区明るい選挙推進協議会（東京都）

（1）団体の概要

①設立：昭和32年7月

②会員：会長、明るい選挙推進委員の地区代表9人、選管委員4人、区教育長の15人で構成。推進委員は132人、任期2年で文京区明推協と東京都明推協から委嘱され、ボランティアで明るい選挙推進運動に取り組んでいる。全て民間人で、入会にあたっては基本的に会員の推薦を受けた者を協議会が承認する。

（2）主な活動

①明るい選挙推進協議会・明るい選挙推進委員打合せ

原則4月、9月、3月に協議会を開催し、重点的に取り組む事項や年間事業計画を策定している。その後、内容を会員に周知し、地区ごとの活動や担当者を決めるための地区別打合せを行っている。

②話しあい活動

毎年10月と3月を話しあい強調月間に設定し、各地区において様々なテーマによる話しあいを行っている。29年度は44回（9地区合計）行われ、延べ547人が参加した。

③地区座談会

毎年10月に、2会場で地区座談会を実施している。30年度は、選挙啓発を行っている学生団体から活動内容のプレゼンを受け、統一地方選などに向けて、特に若年層への取組みについて意見交換を行った。話しあいや地区座談会で出された意見により、若年層啓発グループの「文京VoteSupporters」が設立されることとなった。

④明るい選挙推進委員講習会

毎年3月に、地域における話しあい活動の一助となるよう、政治や選挙に関するテーマで講習会を実施している。毎回、半数以上の推進委員が参加し、見聞を広めている。また話しあい活動の際の話題づくりとして、政治や選挙に関わりのある様々な施設の見学を実施している。

⑤若年層啓発

区選管が平成18年度に区内の東洋大学からのインターンシップ生を受け入れてから同大と交流がはじまり、同大学園祭で模擬投票を実施している。

⑥選挙出前授業

選挙権年齢引き下げを機に、区立の小・中学校を中心に、選管と学校、学生団体との協働で選挙出前授業を実施している。明推協は、新たな実施校開拓のため、各校への働きかけや、模擬投票における投票管理者や投票立会人を担っている。

⑦啓発機関紙「白ばら」の発行

9人の編集委員（各地区から1人）により、年2回、発行している。



長久手市明るい選挙推進協議会（愛知県）

（１）団体の概要

- ①設立：昭和59年 6 月
- ②会員：21人（委員のうち20人が女性、委員歴30年近い方も数人在籍）

（２）主な活動

①まつり会場での啓発活動

毎年春に開催される「長久手古戦場桜まつり」、秋に開催される「ながくて市民まつり」に参加し、啓発物品を配布しながら選挙の際の投票参加をよびかけている。

②明るい選挙啓発ポスターコンクールへの応募のよびかけ

ポスターコンクールへの応募を、小学校、中学校及び高校によびかけている。応募数の少ない高校へは、選管委員長と明推協会長・委員の3人で直接訪問し、生徒が積極的に応募するよう働きかけを依頼している。30年度は、全11校中10校から68作品の応募があり、29年度の59作品を上回った。

③新有権者への選挙啓発資材の発送

推進委員から「選挙啓発活動検討委員」を選び、選挙人名簿の定時登録及び選挙時登録時に、新たに18歳になった新有権者へ送るための選挙啓発資材（今後の選挙予定一覧、新有権者カード、選挙啓発冊子）の発送作業に従事している。任期中に1度は務めるように年に5～6人が選ばれている。

④選挙管理委員会との合同会議の開催

選管との合同会議を年3回ほど開催し、活動の取組について協議している。

⑤選挙出前トーク（選挙出前授業）の実施

若い世代に選挙について知ってもらい、将来的な投票率向上を目的に、希望のあった小中学校に対して選挙出前トークを実施している。明推協は模擬選挙の設営準備や、投票事務に携わる生徒のサポート役として協力している。

⑥選挙時の活動

- ・スーパーや大型ショッピングセンターで選挙啓発物品を配布したり、市職員と一緒に広報車で市内を巡回し、投票をよびかけている。
- ・期日前投票所の投票立会人を務めている。



E-Railさいたま（さいたま市）

（１）団体の概要

- ①設立：平成20年 1 月
- ②会員：埼玉大学の学生24人

*団体名の「E」は、「Election（選挙）」を、「Rail（線路）」は、未来に続く・つながるという意味のほか、「イレル」と呼べることから「選挙で1票を入れる」こと、「その1票が、明るい未来につながっていく」ことも表している。

（２）主な活動

①選挙出前授業

市選管と共同で小学6年生を対象に選挙出前授業

を実施し、講師を務めている。授業の構成は選挙ミニ講座、模擬投票、選挙クイズを基本とするが、学校との事前打合せを行い、要望に応じたオーダーメイドの内容で実施している。模擬投票の候補者役を務め、演説で訴える政策には、子育て支援、非正規雇用、高齢者政策などの最新の社会問題を取り入れている。6年生にも理解できるよう身近な話題を含め、話し方等にも留意している。

②啓発活動

- ・選挙時に商業施設で、市の選挙キャラクターとめいすいくんによる模擬投票を実施している。

学生が主体的に関わることで若年層世代の参加促進を図る。

- ・成人式で、会場最寄駅の改札前通路で、本物の投票箱や記載台を使用した模擬投票を実施している。

③各区選管・明推協との交流・連携

- ・緑区明推協推進大会において、選挙出前授業の実演を交えた講演後、区選管委員、明推協委員と交流した。
- ・前回参院選時に大学のある桜区選管・明推協と連携して、大学構内において投票参加をよびかけた。
- ・大型商業施設内に設置された期日前投票所の投

票立会人として従事した。



Shudo Youth Creators (広島市)

(1) 団体の概要

- ①設立：平成28年10月
- ②会員：広島修道大学の学生7人

(2) 主な活動

①大学新生に対する選挙啓発授業の実施

大学教員と協議し、授業時間を提供され、法学部国際政治学科に在籍する新生に対して選挙啓発授業を行った。

②学外での共同啓発活動

広島市選管と協働する若者選挙啓発グループのユースボランティア『ひろしま☆選挙係』とともに、安佐動物公園や戸坂小学校での園児・小学生を対象とした出前授業、広島駅前での啓発物資の配布、広島市成人祭での選挙啓発活動、若者選挙ネットワークや地域フォーラム等に参加した。

③学内への期日前投票所開設の誘致活動

学生にとって物理的、精神的にも投票へ行きやすい環境づくりを目指し、期日前投票所開設の誘致活動を行った。学生主体での誘致を成功させていた若者選挙啓発グループなどの協力を得ながら、大学、広島県、広島市・安佐南区選管等と意見交換を重ねた。結果的には財政問題、選挙人名簿の管理上の問題等を受けて断念したが、この活動をとおして選管や他の若者選挙ネットワーク所属団体等との交流を持つ機会を得たり、選挙の執行にかかる経費や名簿管理システムといった、ふだ

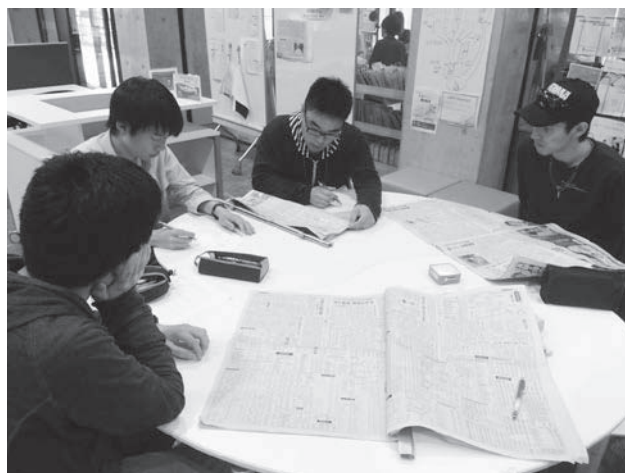
ん知ることのできない選挙の実情について学んだ。

④衆議院議員総選挙にむけた各政党のマニフェスト読み比べ

どの政党がどのような政策を掲げどのような政権公約を述べているのか知り、考えるためのイベント「知っ得!! マニフェスト」を開催した。政党のマニフェストを集め、憲法改正・安全保障関連法・原発・消費税率引き上げ等における政党の立場を分類し、共通点や相違点を見出した。

⑤その他

- ・複数社の新聞を読み比べする「Let's Read!」を開催した。
- ・自分が興味を持った問題を他の人に広め、それに対するより深い知識を参加者で共有するためのプレゼンテーション会を開催した。



選挙啓発活動団体「投票促進委員会KU」(福岡県久留米市)

(1) 団体の概要

- ①設立：平成27年
- ②会員：久留米大学の学生25人

(2) 主な活動

①選挙啓発サポーターに認定

各種選挙時に久留米市選管から「選挙啓発サポーター」の認定を受けて活動している。市長選挙の際には期日周知ポスターのモデルを学生が務めた。

- ・国政、地方選挙で、学内の学生へのよびかけや、西鉄久留米駅で久留米市選管や明推協委員と合同での街頭啓発を実施している。
- ・第24回参院選以降、学内に設置された期日前投票所の投票立会人や案内係などに従事している。従事する学生は、各自が事前にシュミレーションなどを行い、当日の運営や投票所までの案内がスムーズにできるよう話し合いや準備を行っている。学内の学生に対して、期日前投票所での投票をよびかけている。

②高校と連携して公開討論会を開催

28年の衆議院補欠選挙時に、久留米市立南筑高等学校生徒会へ協力を依頼し、同校生徒会とKU

主催による公開討論会を開催した。公開討論会での質問は、KUと生徒会メンバーで議論を重ね、TPP、地方創生などのリアルタイムな問題のほか、若者ならではの疑問や質問も加えた。立候補予定者へ公開討論会への出席の依頼、マスコミへの取材依頼をはじめ、会場準備、受付、来客対応、チラシ作成・配布などの広報活動、当日の質問や討論会の進行なども学生が担った。高校と協働で開催した公開討論会は国内で初めてであったことから、新聞の全国版をはじめマスコミに、実施に至るまでの活動や経緯などが50回以上取り上げられた。



選挙啓発部「ライツ」(宮崎県宮崎市)

(1) 団体の概要

- ①設立：平成28年4月
- ②会員：宮崎公立大学の学生22人

＊サークルとして活動を始めたが、大学から評価され、平成29年7月より部に昇格した。

(2) 主な活動

①定例会の実施

週に一回90分の定例会を開き、啓発活動の計画、準備などを行っている。

②出前講座

宮崎市選管と連携し、出前講座を実施している。小学6年生を対象とした授業では部員が選挙クイズを作成したほか、宮崎市長模擬選挙の立候補者役となり、manifestoを作成して演説をした。高校では、「宮崎の活性化」をテーマに、高校生にとっ

て関心がありそうな「雇用」、「交通」などを取り上げたmanifestoを作成して、模擬投票を行った。

③研修会・イベントへの参加

- ・新有権者を対象とする研修会で、部員3人が候補者となり、「宮崎の活性化」をテーマに「子育て支援政策」、「観光開発」、「企業誘致」に関する政策を掲げて、模擬投票を実施したほか、参加者との意見交換を行った。
- ・特別支援学校での主権者教育職員研修で、ライツが行っている出前講座の様子を写真や動画で紹介しながら、選挙の重要性を訴えた。
- ・まちづくり団体が主催した「地方創生トークセッション」に参加し、「宮崎の街づくり」について意見を交わした。
- ・宮崎産業経営大学が主催した参院選に関するイ

ベントにゲストとして参加し、自分たちができ
ることについてなどの話をした。

- ・大学学園祭で、選挙やライツの活動に興味を
持ってもらえるよう、政党の政策についてのま
とめや、啓発グッズ等を展示している。

④選挙時の啓発

- ・宮崎公立大学内で、宮崎市選管と共同で作成し
た立体ポップや独自に作成した啓発ポスターを
食堂などに掲出した。1、2年生を対象とした講
義の時間を使って、投票参加をよびかけている。
- ・大学内に期日前投票所が設置された際には、投
票立会人等に従事した。
- ・主要駅や商業施設でも投票参加をよびかけてい
る。

- ・宮崎市長・市議補欠選挙の際に開催された公開
討論会の運営等に携わった。



一般社団法人 日本学生会議所（東京都）

（1）団体の概要

選挙啓発活動、国会議員・大使館インターン
シップ派遣事業、講演会事業、国際交流などの活
動を学生が運営している。

- ①設立：平成22年4月（28年に関西支部が発足）
- ②会員：首都圏等に在住の大学生及び大学院生
170人

（2）選挙啓発の主な活動

新宿区選管・明推協と連携して事業を実施して
いる。

①高校への出前授業

- ・初めて参加した高校（定時制）では、模擬投票
後に、これまでの経験を基に選挙が身近なもの
であることや初めて投票に行った時の感想など
を生徒に話した。
- ・別の高校で2年生300人に対して行った出前授
業では、選挙に関する説明と生徒との意見交換
を行った。その中で、政党や候補者の情報を集め
る際に、高校生にとって身近なSNSやネット
ニュースからの情報を挙げる生徒がいなかった
ことから、SNSの利点と欠点の両面について説
明した。

②区内のイベントでの模擬投票

会場内に設けたブースで、実際の投票箱や記載
台を使用した模擬投票を実施し、候補者役を務め
た。模擬投票のテーマは「こんな新宿にしたい」で、
家族連れの来場者が多いことから小中学生など
にも参加してもらうため、誰もが考えやすい課題を
争点に設定し、マニフェストを作成した。

③明るい選挙推進委員特別研修での講演

高校での出前授業の経験を基に、若者が政治に
対してどのように感じているかなどについて話し
た。推進委員とも意見交換を行い、交流を深めた。



30年度の明るい選挙推進優良活動表彰において、山形県立新庄南高等学校金山校から応募がありました、「学校」は当該表彰の対象外であることから、同校を表彰することはできないこととさ

れました。しかし、同校の活動内容がすばらしかったことから、何らかの顕彰をすべきであるとされ、当該表彰とは別に「明るい選挙推進特別賞」を授与することとしました。活動の概要を紹介します。

山形県立新庄南高等学校金山校

(1) 団体の概要

昭和23年5月に創立され、今回の授業には1～3年生73人が参加した。

(2) 主な活動

平成27年より2年に1度、参政権を有している意義について考える機会として模擬選挙と、金山町の協力を得て模擬議会を実施している。

①模擬選挙について

- ・金山町議会選挙との設定で、候補者がマニフェストを提示し生徒に支持を訴えるという形式で実施している。29年度は「農業」「産業」「福祉」「観光」をテーマに、各候補者が設定した。
- ・候補者は1年生から4人、2年生から4人の計8人で、候補者を支える支援者として各クラスの生徒たちがそれぞれ数人ずつのグループで活動した。
- ・グループで、市町村のホームページや町広報などを参照、また町総務課へ問い合わせるなどして、課題に対する調べ学習を行った。
- ・模擬選挙は、実際使用される記載台や投票箱をセッティングした教室で、実際同様の手順で実

施した。

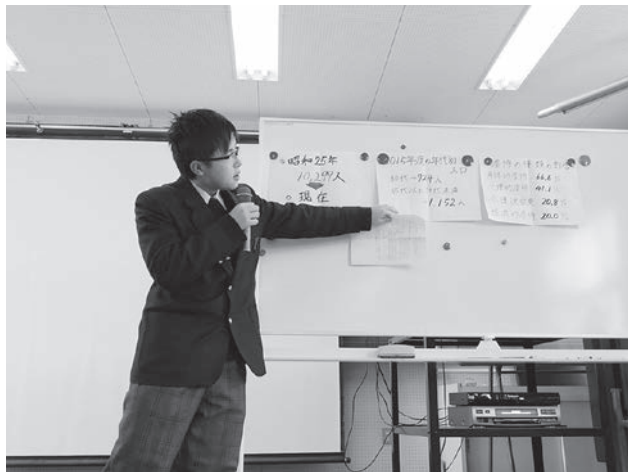
②模擬議会について

- ・平成29年度は、模擬選挙の候補者全員を当選とし、金山町模擬議会議員とした。各議員が、具体的な町の現状と課題について町長はじめ町執行部に質問するとともに、それらを解決するために実現可能な政策の提案を行った。模擬選挙で訴えたことを、実際の議会の形式に沿って文章の形に変える作業を行っている。

*平成27年に実施した模擬議会では、一般質問で出された「新庄市内から通学する生徒対象のバス代の半額補助」が実際に予算化された。

③成果など

- ・授業のカリキュラム上、地方自治・選挙の分野は通常2時間程度だが、平成29年は準備のために10時間を充てた。
- ・町の課題を見つけ、話し合いを重ねることで、生徒たちは金山町が他の市町村と比べて良い取り組みをしていることに気づくとともに、反対に他の市町村で取り組まれている政策が金山町では実施されていないことを知った。



米中間選挙を振り返って

進む分断と2020年の鍵を握る中間派

ウォール・ストリート・ジャーナル日本版編集長 西山 誠慈



2018年11月に行われた米国の中間選挙において、連邦議会の上院では共和党が過半数を維持する一方、下院では民主党が過半数を奪還しました。結果はおおむね事前の予想どおりで、2年前にトランプ大統領が誕生し注目されるようになった米社会の分断が引き続きあるものの、有権者の投票行動を分析すると変化も見受けられます。

そこから明らかになったのは、両党の中核的な支持者間の二極化がより鮮明になっている状況と、それらに属さない中間派の動きが今回の選挙結果に大きな影響を与え、2年後の大統領選でも鍵を握ると見られることです。

まず、有権者をいくつかの区分に分けてその投票行動を見ると、はっきりとした傾向が浮かび上がり、米国の分断が明確になります。

AP VoteCastという有権者9万人に対して投票日前および当日に実施された調査では、白人の間では54%が共和党に投票し、民主党への42%を上回りました。一方、黒人層では共和党への投票は8%に過ぎず、88%が民主党に票を投じています。ヒスパニックやアジア系でもそれぞれ民主党への投票が6割強となっており、共和党の支持者が白人中心であることが分かります。

年齢別で見ると、若い有権者ほど民主党に投票しており、年齢と民主党への投票がきれいな反比例をなしています。18～24歳の有権者の間では63%が民主党に投票、それに対して65歳以上の層では51%が共和党に票を投じています。

地域で見ても年齢同様、はっきりとした相関関係がうかがえ、都市部は民主党支持で、地方に行くほど共和党への投票が増えています。都市部では66%が民主党に投票、地方では逆に6割が共和党に投票となっています。

性別では、男性では民主、共和への投票がそれぞれ45%と51%と拮抗しており、女性ではそれが55%と41%と民主党寄りとなっています。

これに学歴を加えると興味深い結果となります。大卒男性や大学を出ていない女性の間では両党への投票に大きな差はないですが、大卒の女性はその62%が民主党に投票している一方で、大学を出ていない男性は52%が共和党に票を投じています。

つまりこれらの結果から、それぞれの党の中核的な支持層は共和党の場合、地方に住む高学歴ではない中年以上の白人男性であり、民主党は都市部の女性を含む大卒者ということが分かり、2年前の大統領選の時と基本的に変わっていません。

◆ 注目は中間派

では、今回はなぜ民主党が下院、および同時に行われたいくつかの州知事選を制することができたのでしょうか。注目は女性と穏健派と呼ばれる、いずれの党のコア支持層ではない中間派の行動です。AP VoteCastの結果にもあり、有権者の約半数を占める女性の間では10ポイント以上の差で民主党に投票しています。大卒女性はより強く民主党を支持しており、彼女らが多く住んでいる都市部およびその郊外で民主党は共和党を圧倒しました。

共和党およびトランプ大統領にとってより衝撃的であったらう結果は、2016年に同大統領が勝利した州の一部でも民主党が躍進したことです。例えば中西部のカンザス州は、大統領選でトランプ氏が21ポイントの大差で制していますが、今回行われた知事選で大統領の支持を得ていた共和党の男性候補が民主党の女性候補に敗れました。

2年前も、投票した女性の間ではトランプ氏への支持は4割程度でしたが、クリントン候補にも投票しなかった女性有権者がいたことが各種調査で明らかになっています。これら前回棄

権した女性に加え、家族を引き裂くと批判された強硬な移民政策などでトランプ氏への批判を強めた女性らが、今回民主党に投票したと見られています。

カンザス以外でも、特に中西部北部のいわゆる「ラストベルト」と呼ばれる工業地帯の州で今回民主党が躍進しました。伝統的に民主党が強いこの地域を2年前にトランプ大統領は制しました。ペンシルベニアやウィスコンシン、ミシガンといったトランプ氏が民主党から奪った州で、民主党は今回下院選でそれぞれ5割強の得票をするとともに、3州の知事選も制しました。つまり、大統領選でトランプ氏支持に流れた有権者の一部を民主党が奪い返したことを示しています。

この要因の一つとされるのが、民主党がその支持層の拡大に成功したことです。具体的には特定のイデオロギーに偏っておらず、より多く穏健派を取り組むことに成功したのです。

AP VoteCastによると、民主に投票した有権者のうち、51%が自身は左寄りとされるリベラル、41%が穏健派、9%が保守派だと答えました。一方で共和党支持の有権者を見ると、67%が自身を保守派、27%が穏健派と回答し、右寄りに偏っていました。穏健派の中には、いわゆる「レーガン・デモクラット」と呼ばれる中間派が含まれていると見られています。彼らは元々は民主党支持者（デモクラット）だったのですが、80年代の不況時に民主党を見限り、共和党のレーガン大統領に投票した有権者らです。

2年前は米国第一主義を唱えるトランプ氏を支持し、その結果ミシガン州は同氏が制しました。しかし今回の選挙ではミシガンでは一転して民主党が躍進しました。ゼネラルモーターズの本社があるデトロイトなど労働者が多いミシガンでの敗北は、貿易をめぐるトランプ政権の強硬な姿勢が必ずしも票に結びついていないことも示唆しています。

ウォール・ストリート・ジャーナルとNBCニュースが2018年の夏に実施した世論調査によると、トランプ氏が自由貿易協定を批判してい

るにもかかわらず、過去2年間で自由貿易への支持は拡大しています。米国人の半数は自由貿易が同国にとってマイナスではなくプラスであると回答しており、マイナスだと回答した人はわずか23%でした。

民主党は、今もって強固な地盤である東西両海岸の都市とその郊外に加え、従来の牙城だった中西部でも支持を取り戻しており、2020年の大統領選でトランプ大統領の再選を阻止できる可能性が出てきたと言えます。

◆ 民主党はまとまれるのか

2020年の選挙を占う上で注目なのが、民主党が今後党内をまとめられるかです。中間派の支持が、今回民主党が下院の過半数を制した大きな要因となっていますが、より発信力があり目立つ左派・リベラル派とどう折り合いをつけていくのが重要です。党内左派は、2016年の大統領予備選でのバーニー・サンダース上院議員への熱烈な支持などを挙げて、同氏のような進歩主義派の政策を掲げるべきだと主張しています。

リベラル派擁護団体、デモクラシー・イン・カラーの創設者、スティーブ・フィリップス氏はウォール・ストリート・ジャーナルに対して、郊外に住む高学歴の有権者、つまりその多くが中間派である層のみに目を向けるべきではないと語っています。「これまでの大統領選で民主党が勝利したのは、旗手となる人物がおり、有色人種や進歩的な白人の気持ちを動かし、大勢を動員できる選挙運動を展開した時だけだ」と同氏は述べ、民主党は黒人やヒスパニック系の有権者にも関心を払うべきだと主張しています。

しかし、民主党としてはあまり左寄りに傾くと今回の躍進を支えた穏健派の有権者を失ってしまう恐れがあります。一方のトランプ大統領は再選を目指す上でレーガン・デモクラットを含む中間派を取り込み、支持層の拡大を図ることが必要だと見られます。

にしやま じょうじ 1970年生まれ。2011年にウォール・ストリート・ジャーナルに入社。2014年より日本版編集長。

明るい選挙推進サポート企業制度へのご協力をお願い

協会では今年度から、明るい選挙推進サポート企業制度を始めました。社員(有権者)や施設を有する企業に広くご参加いただき、例えば選挙時には社員の方々への投票参加の呼びかけや社有施設での啓発ポスターの掲示、選挙のない時には、新入社員研修等での主権者教育の実施など、明るい選挙の推進のためにご協力をいただければと考えております。詳しくは協会ウェブサイトをご覧ください。現在ご登録いただいている企業は、以下の通りです。

・株式会社日本選挙センター ・株式会社ムサシ

■「くらしの中の選挙 改訂版」の発行

選挙権と被選挙権、衆議院や参議院の選挙制度、立候補から当選人の決定までの仕組み、投票方法、政治家の寄附禁止などについて、図などを用いてわかりやすく説明したパンフレット「くらしの中の選挙(平成31年1月改訂版)」を作成し、全国の選挙管理委員会に配布しました。

今回の改訂では、衆議院と参議院の議員定数、在外選挙制度の改正などを踏まえたほか、投票率の推移や選挙の意識調査の結果も一部掲載しています。



■地域コミュニティフォーラムと若者リーダーフォーラムの合同開催

1月19日(土)と20日(日)に山口県山口市で、明るい選挙推進協議会委員等を対象とした地域コミュニティフォーラムと大学生等を対象とした若者リーダーフォーラムを合同で開催しました。これまで、地域コミュニティフォーラムに若者数名

が参加することはありましたが、合同での開催は今回が初めてです。

1日目は、事例として、明推協から東広島市と山口市が、若者啓発グループから岡山市WASAOと松山市選挙コンシェルジュが発表したほか、岡山市明推協会長である岡山大学の岩淵泰先生から「世代を跨ぐ民主主義」と題して、協働のノウハウについての講演がありました。2日目は、明推協委員と若者が各2、3人ずつでグループを作り、明推協と若者の連携についての意見交換を行いました。「様々な世代や団体が一緒に参加する選挙出前授業の実施」や「明推協に若者枠を設ける」「もっと明推協と若者が意見交換の機会をもつ」といった意見が出ました。

双方の参加者から、普段あまり接点のない方と意見交換をすることが出来て有意義だったとの声がありました。



表紙ポスターの紹介

平成30年度明るい選挙啓発ポスターコンクール
文部科学大臣・総務大臣賞作品

村椿 かずみさん 富山県黒部市立高志野中学校2年

東良 雅人 文部科学省初等中等教育局視学官

急速に発展する様々なテクノロジーのおかげで、私たちの生活はとても便利になっています。このポスターはその便利さの中に何か失っているものがあるのではないかと見る人に伝えようとしているようです。

編集後記

- 統一地方選挙が4月に実施されます。地域の課題は固有のもの、また多様ですが、いくつかのテーマに関して各分野の専門家に執筆いただきました。「有権者が考えられるような活発な論戦」「生活に密着した地道な政策が幅広く議論」されることを。
- 協会では毎年、明るい選挙推進運動に関してモデルとなる活動を表彰しています。30年度表彰の活動概要を紹介しました。

編集・発行 ●公益財団法人 明るい選挙推進協会

〒102-0082 東京都千代田区一番町13-3 ラウンドクロス一番町7階 TEL03-6380-9891 FAX03-5215-6780
〈ホームページ〉<http://www.akaruisenkkyo.or.jp/> 〈フェイスブック〉<https://www.facebook.com/akaruisenkkyo>
〈メールアドレス〉akaruisenkkyo@mua.biglobe.ne.jp 〈ツイッター〉<https://twitter.com/Akaruisenkkyo>

編集協力 ●株式会社 公職研

受け取らない！
お見舞い、差し入れ
気をつけて



求めない！
お歳暮、中元
お断り



贈らない！
花輪、香典
寄附になる



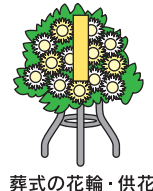
寄附禁止
ルールを守って
明るい選挙



政治家から有権者への寄附は
受け取らない！

有権者は政治家に寄附を
求めない！

政治家は有権者に寄附を
贈らない！



① 政治家の寄附の禁止

政治家（候補者、候補者になろうとする者、現に公職にある者）が選挙区内にある者に対して寄附をすること*は、その時期や名義のいかんを問わず禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります。

- ①政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀
- ②政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典
- （①や②であっても、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度をこえている場合は処罰されます。）

なお、政治家以外の者が、政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

※政党その他の政治団体や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれます。（政治教育集会に関する実費の補償のうち、食事や食料の提供は禁止され、罰則の対象となります。）

② 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対し、寄附をするように勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止され、威迫して求めると処罰されます。

③ 政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役員、構成員である団体、会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると処罰されます。（政党に対するものは除かれます。）

④ 後援団体の寄附の禁止

後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかんを問わず、処罰されます。

⑤ あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対し、主としてあいさつを目的とする有料の広告（いわゆる名刺広告など）を新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどに出すと処罰されます。なお、政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料の広告を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

⑥ 年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状（電報なども含まれる）を出すことは禁止されています。

公民権の停止

- ①・②・③・④・⑤によって処罰されると、
公民権停止の対象となります。

宝くじは、 みなさまの豊かな暮らしに 役立っています。



宝くじは、図書館や動物園、学校や公園の整備をはじめ、少子高齢化対策や災害に強い街づくりまで、さまざまなかたちで、みなさまの暮らしに役立っています。

一般財団法人 日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。

 一般財団法人
日本宝くじ協会
<http://jla-takarakuji.or.jp/>